

電子契約サービス提供業務委託契約に係る企画提案競技実施要領

1 業務の名称

電子契約サービス提供業務

2 業務の目的

契約締結に係る事業者の利便性向上や鹿児島市（以下「本市」という。）における事務の効率化を図るため。

3 業務内容

別紙「電子契約サービス提供業務委託契約に係る企画提案競技仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

4 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）までとする。

5 提案上限額

2,244,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、この金額は提案の上限であって、契約予定額ではないので留意すること。

6 参加資格要件

この企画提案競技に参加できる者は、次に掲げる(1)から(6)までの要件を全て満たしていることとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本告示の日以後において、本市から契約に係る指名停止又は鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 本告示の日において、納期の到来している市区町村税並びに消費税及び地方消費税（新型コロナウイルス感染症の影響により猶予を受けているものを除く。）を完納していること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (6) この企画提案競技に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

7 企画提案競技日程

内容	日程
公募開始	令和6年5月7日(火)
参加表明書の提出期限	令和6年5月17日(金)午後5時15分
質問書の受付期限	令和6年5月15日(水)
質問書への最終回答	令和6年5月20日(月)
参加資格確認結果通知	令和6年5月21日(火)
企画提案書及び見積書の提出期限	令和6年5月27日(月)午後5時15分
選定結果通知	令和6年6月6日(木)(予定)
契約書締結	令和6年6月下旬(予定)

8 企画提案競技参加表明書の提出

(1) 提出書類

企画提案競技への参加を申し込む者は、次に掲げる書類を記載順にとじ、提出するものとする。

- ① 企画提案競技参加表明書(様式第1号)
- ② 会社概要(様式第2号)
- ③ 企画提案競技参加資格審査申請書(様式第3号)
- ④ 納期の到来している市区町村税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(写し可)
ア. 市区町村税(入札参加資格審査用)

本市発行の滞納がないことの証明書又は本市で滞納がないことの証明書が発行されない場合は、主たる営業所所在地の市区町村役場発行の市区町村税の納税証明書

イ. 消費税及び地方消費税

税務署発行の納税証明書その3(その3の3でも可。消費税及び地方消費税の未納がないことを確認できるもの)

- ⑤ 商業登記簿謄本(写し可)
- ⑥ 印鑑証明書(原本)

※ ⑤と⑥については、鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿に登録がある者は不要とする。

※ 各種証明書は本告示の日から3ヶ月以内に発行されたものを提出すること。

(2) 提出先

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号
鹿児島市役所本庁舎本館3階 契約課
電話 099-216-1161
電子メールアドレス keiyaku@city.kagoshima.lg.jp

(3) 提出方法

直接持参又は郵送。郵送の場合は提出期限必着とする。

(4) 提出期限

令和6年5月17日（金）午後5時15分まで（12時から13時を除く）

(5) 参加辞退

企画提案競技参加表明書の提出後に本企画提案競技への参加を辞退する場合は、辞退届（様式第8号）を提出すること。

令和6年5月27日（月）午後5時15分まで

9 質問書の受付及び回答

本企画提案競技に関する質問のある者は、質問書（様式第7号）を電子メールで提出すること。

(1) 提出期限

令和6年5月15日（水）午後5時15分まで

(2) 提出先

8(2)に掲げる電子メールアドレスに同じ。

(3) 回答

質問の内容と質問に対する回答は、質問者名等を伏せて、質問を受け付けた日から3日以内（土曜日及び日曜日を除く。）に本市ホームページへ掲載する。

10 企画提案書等の提出について

(1) 提出書類

- ① 企画提案書鑑（様式第4号）
- ② 企画提案書（任意様式）
- ③ 見積書（様式第5号）および積算内訳書（任意様式）
- ④ 電子契約サービス要件確認書（様式第6号）

(2) 作成要領

- ① 企画提案書は、仕様書に基づき、文章や図形等により専門知識のない者にもわかりやすい表現で簡潔かつ明瞭に記載し、文字のサイズは10.5ポイント以上、用紙サイズはA4判とする。また、提案内容が評価項目のいずれに該当するか記入すること。（例 1-(1)、1-(2)(3)など）
- ② 正本の表紙には事業者名、所在地、代表者名を記入すること。
- ③ 副本には事業者名、所在地、企業を特定できるマーク（社章）等は記載しないこと。

(3) 提出部数

正本：1部、副本1部

(4) 提出方法

電子メールにより送付。（添付ファイルは10MB以内とする。）

(5) 提出先

8(2)に掲げる電子メールアドレスに同じ。

(6) 提出期限

令和6年5月27日(月) 午後5時15分まで

提出期限までに提出書類が提出されない場合、辞退したものとみなす。

(7) その他

- ① 提出期限後の提出書類の再提出及び差替えは認めない。
- ② 提出書類等に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- ③ 企画提案書は1案に限る。

1.1 受注候補者の選定方法

本市の業者選定委員会（以下「業者選定委員会」という。）において書面審査を実施し、評価項目の点数を合計し、総合評価点が最も高い者を受注候補者として選定する。なお、総合評価点が同点数となった場合には、評価項目「業務の実施体制に係る項目」の評点が高い者を上位とする。

(1) 評価基準

評価項目、評価基準、評点を以下のとおりとする。

評価項目	評価基準	評点
1 業務の実施体制に係る項目	(1) 本業務を円滑に実施するための十分な実績を有し、効果的かつ効率的な運営が可能な体制であるか。	10
	(2) 以下の支援ができるスキルを有しており、実施できる体制が整っているか。 ・業務フローの見直し支援 ・例規の整備支援 ・操作マニュアルや運用手順書などの作成支援 ・職員及び事業者向けの説明会の実施支援	15
	(3) 障害等の発生時に迅速に対応可能な体制であるか。また、操作等の問合せに適宜対応可能なヘルプデスクが準備されているか。	10
2 提供するサービスに係る項目	(1) 職員及び事業者の効率化が見込まれ、操作しやすいシステムか。（アカウント登録方法、検索機能など）	15
	(2) 電子署名法等の要件に該当するシステムか。また、電子署名の有効期間が確保され、期間内のデータ参照方法が確実となっているか。	10

	(3) 運用管理をするために必要とされる、システム設定やアカウントのアクセス制御等の機能があるか。	10
評価項目	評価基準	評点
3 セキュリティ対応に係る項目	(1) セキュリティ対策の措置は十分か。	10
	(2) セキュリティ評価制度により信頼性が確保されているか。	10
4 仕様書にない提案に係る項目	(1) 仕様書にない有用な独自提案、他サービス事業者との優位性の提案がなされているか。	10
5 経費に関する項目	(1) 本市が要求する業務の業務量に応じた工数積算となっているか。また、妥当な金額となっているか。	10
	(2) 次年度以降に本市が負担する費用について、その内訳を含め明確に示されているか。また、妥当な金額となっているか。	10
総合評価点		120

(2) 選定結果の通知

選定の結果は、参加事業者へ電子メールにて通知する。

(3) 選定結果通知日

令和6年6月6日（木）（予定）

1.2 企画提案書等の取扱い

提出された企画提案書等（以下「企画提案書等」という。）の取扱いは以下のとおりとする。

- (1) 企画提案書等は、返却しないものとする。
- (2) 企画提案書等の作成、提出など、企画提案競技への参加に関する一切の費用は、提出者の負担とする。
- (3) 企画提案書等は、審査及び説明を目的に、この写しを作成し、使用することができる。
- (4) 企画提案書等は、公平性、透明性及び客観性を確保するため、提出者名を伏せて公表することがある。この場合において、企画提案書等の写しを作成し、使用することができる。
- (5) 鹿児島市情報公開条例（平成13年条例第14号）に基づく開示請求があった場合は、同条例に基づき不開示情報を除いた情報を公開することがある。

1.3 失格条項等

以下のいずれかに該当した者は、失格とする。

- (1) 企画提案競技への参加に関する提出書類等（以下「提出書類等」という。）の提出方法、提出先及び提出期限に適合しなかった場合。

- (2) 企画提案競技に参加する資格要件を欠く場合。
- (3) 見積価格が、提案上限額を超える提案を行った場合。
- (4) 提出書類等が不足する場合。
- (5) 提出書類等に虚偽の内容が記載されている場合。
- (6) 告示、実施要領及び仕様書に記載のある必要事項を満たしていない場合。
- (7) その他実施要領の規定に違反した場合。

1 4 契約の締結等

- (1) 選定委員会で選定された提案者に対し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、当該業務を委託する（随意契約）。
- (2) 選定された者が、告示の資格要件を満たさなくなった場合や辞退した場合又は協議が整わない場合は、契約の締結は行わない。この場合は、次点の者と契約の交渉を行うものとする。
- (3) 契約予定金額
予算の範囲内において、あらためて契約予定者と見積合わせを行う。
- (4) 契約保証金
委託業務に係る契約保証金は免除する。

1 5 問い合わせ先

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市役所本庁舎本館3階 契約課

電話 099-216-1161

電子メールアドレス keiyaku@city.kagoshima.lg.jp